【 伝　達 】
愛知会よりお知らせがありましたので
お送りいたします。
三重県土地家屋調査士会

30 津島都整第 57 号
平成 30 年 5 月 29 日

愛知県土地家屋調査士会
会長　　伊藤　直樹　様

津島市長　　日　比　一　昭
（公　印　省　略）

道路・水路境界確認業務における取扱の変更について（通知）

平素は当市の道路・水路境界確認業務に対し、格別なるご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび道路・水路境界確認業務の取扱の一部を、事務効率の向上及び個人情報保護の観点等から、本年６月１日より下記のとおり取り扱うこととといたしました。つきましては、貴会の会員にご周知いただき、今後の業務の円滑な推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

ただし、現在業務を行っている最中の案件についてはこの限りではありません。

また、当市には岐阜県及び三重県の土地家屋調査士からも境界確認申請があることから、貴会を通じ隣県土地家屋調査士会への周知についても併せてお願い申し上げます。

記

主な変更点

１．申請書等の様式及び添付書類の変更
　添付様式をご参照ください。

２．過去立会記録等の開示方法変更
　別紙「資料等開示の取扱変更について」をご参照ください。

３．土地改良区所有の水路における境界確認の取止め
　土地改良区所有の水路については、市で境界確認を行わないため、各土地改良区に問合せ下さい。

（取扱担当　津島市建設産業部都市整備課　飯谷・志知
電話　0567 - 24 - 1111　内線 2403）

愛知県土地家屋調査士会
平成 30.5.29
213

立会年月日
年　月　日
AM・PM　：

道路・水路境界確認申請書

平成　年　月　日

（あて先）津　島　市　長

申請者（土地所有者）

住　所
氏　名　　印
TEL

代理人

住　所
氏　名　　印
TEL
E-mail

下記土地の道路・水路境界（公図写しの朱線箇所）を確認してください。
なお、津島市より貸与を受けた資料の取扱いについては、誓約事項を遵守いたします。

記

1．土地の所在地番

2．申請理由

3．添付図書
①位置図、②公図写し、③公図合成図、④申請地の登記事項証明書または要約書写し、⑤土地所有者一覧表（対象地、隣接地、対測地など）、⑥委任状（代理人申請の場合）、⑦仮測量図（平面図・横断図）、⑧境界確認に参考となる測量図等、⑨その他管理者が必要と認める図書

誓約事項

1. 津島市より貸与を受けた別表資料の写し（以下、資料）については、取扱いに万全を期し、いかなる理由があろうとも迷惑をかけません。
2. 資料は、調査・測量の参考としてのみ利用し、記載されている数値等を絶対的なものとして扱いません。また境界紛争の発生する様な利用はいたしません。
3. 資料を他人に譲渡または、複製して譲渡したりいたしません。
4. 資料の作成者および資料提供者に対して異議の申立ては勿論、内容についての問合せ等は、いかなる理由があろうとも一切いたしません。また、第三者にこのような行為を行わせることもいたしません。
5. 資料は仮測量図提出時に返却いたします。なお、確認申請を取り下げる場合は、取下げ書の提出とともに資料を返却いたします。

別表

			合計　　枚

【注記】
・代理人申請の場合は申請者の押印は省略可。
・公図合成図は隣地等が別図となる場合に添付してください。
・申請理由は具体的に記入してください。
（例：売買のための境界確認、建築のための境界確認、分筆登記または地積更正登記のための境界確認）
・申請地の登記事項証明書または要約書写しは、登記情報提供サービスから出力した登記情報で代替可。
・津島市より資料の貸与を受ける場合は、事前に添付図書①～⑥、⑧、⑨を提出し、その他の図書は仮測量図を作成したのちに提出すること。
・立会日時の調整は仮測量図が提出された時点で行います。
・別表は申請書提出時に記載します。

津島都整第　　号
平成　　年　　月　　日

様

津島市長

道路・水路　境界確認書

平成　　年　　月　　日付けで申請のありました下記の土地と道路・水路境界は、別紙図書のとおり確認しました。

記

1　土地の所在地番

2　土地の所有者
　住所
　氏名

3　確認年月日
　平成　　年　　月　　日

境界確認図書作成要領

津島市担当者から境界確認図書の提出の連絡がはいりましたら、下記の図書をホチキス留めと割印をした「境界確認図書」を２部提出してください。

記

１．提出図書

境界確認書鑑・位置図・公図写し・確定測量図（平面図・道水路横断図）
境界標写真・境界立会確認書
＊綴り順も上記のとおり。

２．境界確認書鑑について

・別添記載見本を参照。

３．位置図について

・申請地を朱色にて表示する。

４．確定測量図について

・確認した境界線を朱線にて表示する。
・申請地の座標求積表を記載する。
・申請地の辺長及び境界標の種別を表示する。
・道水路の現況幅員を表示する。
・境界の変化点毎に道水路横断図を記載する。
・境界復元の主旨により、公共基準点とは別に引照点を２点以上設置し、確定測量図にその位置を表示する。併せて引照点座標一覧表を記載する。
・公共基準点を使用した場合は、使用した与点の座標一覧表を記載する。

５．境界標写真について

・道路・水路境界の写真を添付する。（民民境界の写真は不要）
・引照点を設けた場合は、引照点写真も添付する。
・写真は近景と遠景の２種類とする。
・写真は確定測量図と同葉でも、別添でも可。

６．境界立会確認書について

・原本でない場合は作成者により原本証明をする。

以　上

（記載例）

（記載不要）
津島都整第　　号
平成　　年　　月　　日
（記載不要）

（申請者名）　様

津島市長　（市長名は記載不要）

道路・水路　境界確認書

（申請日　※担当者に確認すること）
平成　　年　　月　　日付けで申請のありました下記の土地と道路・水路境界は、別紙図書のとおり確認しました。

記

1　土地の所在地番
　津島市立込町2丁目21番

2　土地の所有者
　住所　津島市立込町2丁目21番
　氏名　●●　●●

3　確認年月日
　平成30年　6月20日　←原則、立会日を記載

資料等開示の取扱変更について

従前の取扱

過去立会箇所の位置（窓口の住宅地図）及び過去立会記録を随時開示。

変更後の取扱

過去立会箇所の位置（窓口の住宅地図）は随時開示。

過去立会記録等は道路・水路境界確認申請がされた場合に開示。

開示を希望する過去立会記録等がある場合の流れ

1．道路・水路境界確認申請をする。

・添付書類の内、仮測量図（平面図・道水路横断図）は後日提出とする。

2．市が開示資料を謄写し、申請者（代理人）に貸与する。

・開示資料の準備に１週間程度かかる場合があります。

3．市が開示資料の準備できた旨の連絡を申請人（代理人）に連絡する。

4．申請人（代理人）は原則窓口にて貸与を受ける。

・レターパックプラス・簡易書留等、受領まで追跡できる郵送は可。

5．仮測量図提出時に貸与資料を返却する。

・仮測量図提出時に立会実施日の調整を行います。